

# 成年後見人選任申立必要書類一覧表

準備するもの			数量	チェック欄	
				申立人	裁判所
申立書類など (記入する書類です。)	成年後見人選任申立書		1通		
	後見人等候補者事情説明書 (候補者になる方が書いてください。)		1通		
	親族関係図 (本人を中心に親や兄弟などの名前などを書いてください。)		1通		
	財産目録 (本人の財産をわかる範囲ですべて書いてください。)		1通		
	収支一覧表 (本人の年間の収入と支出を一覧にして書いてください。)		1通		
添付書類	取り寄せる書類	取り寄せ先	数量		
前後見人  申立人	除籍謄本 (前後見人が亡くなられたことによる申立ての場合)	市町村役場	1通		
	戸籍謄本 (申立人が四親等以内の親族の場合。本人との関係が明らかになる記載がないときは、その前の戸籍も取ってください。)		1通		
本人 (後見人が必要な方のことです。)	戸籍謄本 (変動がなければ不要)		1通		
	戸籍附票または住民票 (変動がなければ不要)		1通		
	登記事項証明書 (開始審判時から登記事項に変更がなければ不要) ※「登記されていないことの証明申請書」を法務局に提出し、証明書の交付を受けてください。詳しいことは記載例をご覧ください。	東京法務局又は各地の法務局の本局	1通		
後見人候補者	戸籍附票または住民票 (本籍の記載があるもの)	市町村役場	1通		
財産関係の資料 (本人の財産についての資料を集めてください。)  ※不動産の資料の他はコピーを取ってください。コピーの取り方については、「財産関係の資料(通帳など)のコピーの取り方」を参考にしてください。	(1) 不動産についての資料 (3か月以内に取得したもの) 不動産登記事項証明書又は登記簿謄本など	法務局			
	(2) 預貯金、投資信託、株式などについての資料 通帳、残高証明書、預かり証、株式の残高報告書など	銀行・郵便局 証券会社			
	(3) 生命保険などについての資料 生命保険証書など	保険会社			
	(4) 負債についての資料 金銭消費貸借契約書、返済明細書など	銀行など			
	(5) 収入についての資料 確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書など				
	(6) 支出についての資料 各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、家賃・医療費・施設費の領収書など	市町村役場 など			
申立てに必要な費用	収入印紙 (郵便局等で購入してください。) * 辞任許可の申立ても含む場合は1400円	貼付分 (申立手数料)	800円		
		予納分 (登記手数料)	*		
	郵便切手 (郵便局等で購入してください。) 内訳: 500円2枚, 100円8枚, 82円10枚, 10円15枚, 1円10枚			2780円	

奈良家庭裁判所 〒630-8213 奈良市登大路町35 TEL. 0742-88-6521  
6522

奈良家庭裁判所葛城支部 〒635-8502 大和高田市大字大中101-4 TEL. 0745-53-1774

奈良家庭裁判所五條支部 〒637-0043 五條市新町3-3-1 TEL. 0747-23-0261

奈良家庭裁判所吉野出張所 〒638-0821 吉野郡大淀町大字下淵350-1 TEL. 0747-52-2490